

## 長野県第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定について

障がい者支援課

## 1 趣 旨

障害者総合支援法に基づき、国が定める基本指針に即して、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する「県障害福祉計画」について、令和3～5年度の3年間を計画期間とする第6期計画を策定する。

また、児童福祉法に基づき、国が定める基本指針に即して、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する「県障害児福祉計画」について、令和3～5年度の3年間を計画期間とする第2期計画を策定する。

## 【参考】

	H30	R01	R02	R03	R04	R05
県障害者計画 (根拠法令：障害者基本法)	←----->					
	長野県障害者プラン2018 として一体的に 策定					
県障害福祉計画 (障害者総合支援法)	←----->				第6期	----->
県障害児福祉計画 (児童福祉法)	←----->		第1期		第2期	----->

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者計画のうち、障害福祉サービス及び障害児のサービスに関する3年間の実施計画的な位置付け。

## 2 障害福祉計画に定める事項

## (1) 必ず定めるもの

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 県が定める区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は障害福祉サービス等の必要な量の見込み
- ③ 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- ④ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

## (2) 定めるよう努力するもの

- ① 指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ② 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- ③ 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上の為に講ずる措置に関する事項
- ④ 指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他関係機関との連携に関する事項

### 3 障害児福祉計画に定める事項

#### (1) 必ず定めるもの

- ①障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ②県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

#### (2) 定めるよう努力するもの

- ①指定通所支援又は種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ②指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
- ③指定障害児入所施設等の障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
- ④指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

### 4 策定方法

国の障害者基本計画及び長野県障がい者プランを踏まえ、市町村、地域自立支援協議会、保健福祉事務所と連携、協力しながら計画案を策定する。計画の骨子案及び最終案の策定等の主要な段階で、本協議会の意見をお聞きする。

【予定】	R02.8	R03.2	R03.3
	第1回協議会 (審議事項) ・プラン実施状況 ・障害福祉計画、障害児福祉計画の骨子案 等	第2回協議会 (審議事項) ・障害福祉計画、障害児福祉計画の最終案 等	障害福祉計画、障害児福祉計画策定